

平成 29 年 11 月 27 日

『投資信託 約款・規定集』の変更のお知らせ

株式会社島根銀行

当行では、平成 29 年 12 月 1 日より、定時定額購入取引の最低積立金額を従来の 1 万円以上 1 千円単位から 5 千円以上 1 千円単位に引下げることといたします。

つきましては、『投資信託 約款・規定集』に掲載の「定時定額購入取引規定」を変更して平成 29 年 12 月 1 日以降適用させていただきますのでお知らせいたします。

なお、変更前よりお取引いただいているお客様に対しても、変更後の『投資信託 約款・規定集』を適用させていただきます。

変更内容等について下記のとおりご案内いたしますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 変更内容

変更する規定の条項は以下の新旧対照表のとおりです。なお、変更後の約款等の全部につきましては、添付の『投資信託 約款・規定集』をご確認ください。

定時定額購入取引規定	
新（変更後）	旧（変更前）
第 6 条（金銭の払込み） 1. お客様は指定銘柄の買付にあてるため、毎月 1 銘柄につき 1 回当たりあらかじめお客様が申し出た一定額の金銭（以下「振替金額」といいます。）を、毎月 5 日（ただし、ある月における当該日が銀行休業日の場合は、当該月においては翌銀行営業日とし、以下「振替日」といいます。）に指定預金口座から預金の引落しによりお支払いいただきます。 2. 前項の預金の引落しにあたっては、当座勘定規定または普通預金規定、総合口座取引規定にかかわらず、小切手の振出または預金通帳および預金払戻請求書の提出は不要とし、当行所定の方法で行うものとします。 3. 振替金額は、5,000 円以上 1,000 円の整数倍の金額とします。	第 6 条（金銭の払込み） 1. お客様は指定銘柄の買付にあてるため、毎月 1 銘柄につき 1 回当たりあらかじめお客様が申し出た一定額の金銭（以下「振替金額」といいます。）を、毎月 5 日（ただし、ある月における当該日が銀行休業日の場合は、当該月においては翌銀行営業日とし、以下「振替日」といいます。）に指定預金口座から預金の引落しによりお支払いいただきます。 2. 前項の預金の引落しにあたっては、当座勘定規定または普通預金規定、総合口座取引規定にかかわらず、小切手の振出または預金通帳および預金払戻請求書の提出は不要とし、当行所定の方法で行うものとします。 3. 振替金額は、10,000 円以上 1,000 円の整数倍の金額とします。
平成 29 年 12 月	平成 28 年 1 月

2. お問い合わせ先

ご不明な点等がございましたら、お取引店または下記担当部署までお問い合わせください。

担当部署 : 島根銀行 市場営業グループ

電 話 : 0 8 5 2 - 2 4 - 1 2 4 1

受付時間 : 平日（月曜日から金曜日） 9 : 0 0 ～ 1 7 : 0 0

（ただし、銀行休業日は除きます。）

以 上

投資信託 約款・規定集

2017. 12 島根銀行

投資信託総合取引約款

第1章 総合取引

第1条（約款の趣旨）

この約款は、投資信託受益権の取引もしくは累積投資取引またはそれらを組み合わせた取引（以下「総合取引」といいます。）について、お客様と株式会社島根銀行（以下「当行」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

第2条（総合取引の利用）

お客様は、この約款に基づいて次の各号に掲げる取引をいつでもご利用いただけます。

- ① 第2章に定める投資信託受益権振替決済口座での取引（以下「振替決済口座取引」といいます。）
- ② 第3章に定める累積投資取引（後記第28条に定める定時定額購入取引を含み、以下「累積投資取引」といいます。）

第3条（申込方法等）

1. お客様は、所定の申込書に必要事項を記入のうえ署名捺印（お届出印鑑（後記第4条において定義します。）によります。）し、これを当行本・支店（以下「取引店」といいます。）に提出することによって申し込むものとし、当行が承諾した場合に限り総合取引を開始することができます。
2. お客様が総合取引の申込みをされる場合には、第4章に定める金銭の振込先指定方式（以下「金銭の振込先指定方式」といいます。）の利用の申込みを同時にさせていただきます。
3. お客様は、以下の各号を理解したうえで総合取引を行われるものとします。

また、投資信託受益権の取得に際しては、その投資信託に関する目論見書の交付を受け、次の内容を確認のうえ購入申込みをされるものとします。

- ① 投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではないこと。
- ② 金融機関の預金と異なり、元本および利息の保証はないこと。
- ③ 投資した資産の価値の減少等を含むリスクは、投資信託の購入者が負うこと。
- ④ 当行で取扱いしている投資信託は、投資者保護基金の対象ではないこと。
- ⑤ 投資信託の設定・運用は、投資信託委託会社であること。

第4条（届出印鑑）

お客様は、総合取引開始時に前記第3条の申込書により印鑑を届け出ていただきます。（お届け出いただいた印鑑を、以下「お届出印鑑」といいます。）

ただし原則として、お届出印鑑は当行所定の「取引印鑑簿」にてお届けの印鑑と同じものに

させていただきます。

第5条（口座管理料）

1. 当行は、口座を開設したときは、その開設時および口座開設後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。
2. 当行は、前項の場合、解約金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、投資信託受益権の償還金、解約金、収益の分配金の支払いのご請求には応じないことがあります。

第2章 投資信託受益権振替決済口座管理

第6条（本章の趣旨）

本章は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う投資信託受益権に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当行に開設するに際し、当行とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。なお、投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程の定めによるものとします。

第7条（振替決済口座）

1. 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当行が備え置く振替口座簿において開設します。
2. 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である投資信託受益権の記載または記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の投資信託受益権の記載または記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。
3. 当行は、お客様が投資信託受益権についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載または記録いたします。

第8条（振替決済口座の開設）

1. 振替決済口座の開設にあたっては、あらかじめ、お客様から当行所定の「投資信託総合取引申込書」によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。
2. 当行は、お客様から「投資信託総合取引申込書」による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。
3. 振替決済口座は、本章に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令および機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則および機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

第9条（共通番号の届出）

お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当行にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

第10条（契約期間等）

1. この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。
2. この契約は、お客様または当行からお申出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

第11条（当行への届出事項）

「投資信託総合取引申込書」に押捺された印影および記載された住所、氏名または名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届出の氏名または名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。

第12条（振替の申請）

1. お客様は、振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。
 - ① 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替またはその申請を禁止されたもの
 - ② 法令の規定により禁止された譲渡または質入に係るものその他機構が定めるもの
 - ③ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ④ 償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下「振替停止期間」といいます。）中の営業日において振替を行うもの（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ⑤ 償還日翌営業日において振替を行うもの（振替を行おうとする日の前営業日以前に当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ⑥ 販社外振替（振替先または振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。）を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの
 - イ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日（振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ロ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日
 - ハ 償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
- 二 償還日前営業日（当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に

該当する場合においては、当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)

ホ 償還日

へ 償還日翌営業日

- ⑦ 振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられないもの

2. お客様が振替の申請を行うにあたっては、その3営業日前までに、次に掲げる事項を当行所定の依頼書に記入の上、届出の印章により署名捺印してご提出ください。

- ① 当該振替において減少および増加の記載または記録がされるべき投資信託受益権の銘柄および口数

- ② お客様の振替決済口座において減少の記載または記録がされるのが、保有口か質権口かの別

- ③ 振替先口座およびその直近上位機関の名称

- ④ 振替先口座において、増加の記載または記録がされるのが、保有口か質権口かの別

- ⑤ 振替を行う日

3. 前項第1号の口数は、1口の整数倍（投資信託約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が1口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。）となるよう提示しなければなりません。

4. 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。

5. 当行に投資信託受益権の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに投資信託受益権の振替の申請があったものとして取り扱います。

第13条（他の口座管理機関への振替）

1. 当行は、お客様からお申出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客様から振替の申出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられない場合、当行は振替の申出を受け付けられないことがあります。また、当行で投資信託受益権を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当行および口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等。担保の設定の場合は加えて、保有口か質権口の別等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われないことがあります。

2. 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の振替依頼書によりお申し込みください。

第14条（担保の設定）

お客様の投資信託受益権について、担保を設定される場合は、当行が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、当行所定の手続きによる振替処理を行います。

第15条（抹消申請の委任）

振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権について、お客様の請求による解約、償還または信託の併合が行われる場合には、当該投資信託受益権について、お客様から当行に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当行は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きさせていただきます。

第16条（償還金、解約金および収益分配金の代理受領等）

振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（繰上償還金を含みます。以下同じ。）、解約金および収益分配金の支払いがあるときは、当行がお客様に代わって当該投資信託受益権の受託銀行からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当行からお客様にお支払いします。

第17条（お客様への連絡事項）

1. 当行は、投資信託受益権について、次の事項をお客様にご通知します。
 - ① 償還期限（償還期限がある場合に限りです。）
 - ② 残高照合のための報告
 - ③ お客様に対して機構から通知された事項
2. 前項の残高照合のための報告は、投資信託受益権の残高に異動があった場合に、当行所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかにお取引店の内部管理責任者に直接ご連絡ください。
3. 当行が届出のあった名称、住所にあてて通知を行いまたはその他の送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
4. 当行は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの第2項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

第18条（届出事項の変更手続き）

1. 印章を失ったとき、または印章、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出または「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。

2. 前項により届出があった場合、当行は所定の手続きを完了した後でなければ投資信託受益権の振替または抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
3. 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名または名称、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、氏名または名称、住所、共通番号等とします。

第19条（当行の連帯保証義務）

機構または直接口座管理機関である野村信託銀行株式会社(上位機関)が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。

- ① 投資信託受益権の振替手続きを行った際、機構または直接口座管理機関である野村信託銀行株式会社(上位機関)において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載または記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた投資信託受益権の超過分（投資信託受益権を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金、解約金、収益の分配金の支払いをする義務
- ② その他、機構または直接口座管理機関である野村信託銀行株式会社(上位機関)において、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

第20条（機構において取り扱う投資信託受益権の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知）

1. 当行は、機構において取り扱う投資信託受益権のうち、当行が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。
2. 当行は、当行における投資信託受益権の取扱いについて、お客様にその取扱いの可否を通知します。

第21条（解約等）

1. 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替ください。なお、第13条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を解約し、現金によりお返しすることがあります。第10条による当行からの申出により契約が更新されないときも同様とします。
 - ① お客様から解約のお申出があった場合
 - ② お客様が手数料を支払わないとき
 - ③ お客様がこの約款に違反したとき
 - ④ 口座に残高がなく一定期間経過したとき
 - ⑤ お客様が第42条に定めるこの約款の変更に同意しないとき
 - ⑥ お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当行が解約を申し出たとき
 - ⑦ お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当行が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき

- ⑧ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき
2. 前項による投資信託受益権の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、第5条第2項に基づく解約金等は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。
3. 当行は、前項の不足額を引取りの日に第5条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第5条第2項に準じて解約金等から充当することができるものとします。

第22条（解約時の取扱い）

前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権および金銭については、当行の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

第23条（緊急措置）

法令の定めるところにより投資信託受益権の振替を求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。

第3章 累積投資

第24条（本章の趣旨）

第1章、本章、第5章は、お客様と当行との間の投資信託受益権の累積投資取引に関する取決めです。当行は、第1章、本章、第5章の規定に従ってお客様と当行が取り扱う累積投資銘柄の累積投資契約（以下本章において「契約」といいます。）を締結いたします。

第25条（累積投資の申込方法）

1. お客様は、第1章に従い、各累積投資銘柄ごとに、契約を申し込むものとします。
- 2.すでに他の銘柄において契約の申込みが行われ、契約が締結されているときは、新たに取得する累積投資銘柄に関する契約に従った第1回目の払込金の払込みをもって当該累積投資銘柄の契約の申込みが行われたものとします。

第26条（金銭の払い込み）

1. お客様は投資信託受益権の取得にあてるため、随時その代金（以下「払込金」といいます。）を払い込むことができます。ただし、第1回目の払込金は、これを各累積投資銘柄ごとの契約の申込みのときに払い込むものとします。
2. 前項の払込金は、当該投資信託の目論見書記載の最低申込み単位等の条件（記載が無い事項については当行所定の単位）を満たした額とします。

第27条（取得方法、時期および価額）

1. 当行は、当該投資信託の目論見書に従い、遅滞なく当該投資信託受益権の取得を行います。なお、当該目論見書において申込不可とされている日には、買付のお申込みができません。また、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事

情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、買付のお申込みの受付が中止され、あるいは既に行われた買付のお申込みの受付が取消されることがあります。

2. 前項の取得価額は、当該投資信託の目論見書に定める価額とし、所定の手数料等を加えた額とします。

第28条（定時定額購入取引）

1. 定時定額購入取引とは、累積投資取引のうち、毎月当行があらかじめ指定する日に、お客様があらかじめ指定する金額を、お客様の後記第36条に定める指定預金口座から引落とし、毎月当行があらかじめ指定する日に、お客様があらかじめ指定する累積投資銘柄の投資信託受益権を取得する取引をいいます。
2. お客様が定時定額購入取引を申し込まれる場合は、別に定める取引規定に従って取り扱います。

第29条（投資信託受益権の管理）

契約によって取得された投資信託受益権は、第2章の規定による振替口座簿に記載または記録することによって管理します。

第30条（収益分配金の再投資等）

1. 累積投資取引に係る投資信託受益権の収益分配金は、お客様に代わって当行が受領・お預りし、所定の税金を差し引いた後、当該投資信託の目論見書に従い当該銘柄の投資信託受益権の買付を行います。
2. 前項にかかわらず、お客様は、当行所定の申込書により収益分配金の再投資を停止し、収益分配金を受け取ることができます。その場合当行は、収益分配金を後記第36条に定める指定預金口座にご入金いたします。

第31条（償還金の代理受領）

累積投資取引に係る投資信託受益権の償還金は、お客様に代わって当行が受領し、後記第32条および第36条に従いお支払いいたします。

第32条（投資信託受益権の換金）

1. 当行は、本章の規定に基づいて取得された投資信託受益権について、お客様から換金を請求されたときは、当該投資信託の目論見書の記載するところに従って換金いたします。

ただし、当該目論見書において請求不可とされている日には、換金の請求ができません。

また、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、換金の請求の受付が中止され、あるいは既に行われた換金の請求の受付が取消されることがあります。

2. 前項の請求は、所定の手続きによってこれを行うものとし、当行取引店においてお客様に支払います。
3. クローズド期間のある累積投資銘柄についての当該クローズド期間中の前2項に定める換金および支払いは、次の各号のいずれかの事由に該当する場合に限りします。
 - ① 申込者が死亡したとき
 - ② 申込者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
 - ③ 申込者が破産宣告を受けたとき
 - ④ 申込者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
 - ⑤ その他前各号に準ずる事由があるものとして、当行および委託会社が認めるとき

第33条（解約）

1. この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものといたします。
 - ① お客様から解約のお申出があったとき
 - ② 当行が累積投資業務を営むことができなくなったとき
 - ③ 投資信託受益権が償還されたと
き
 - ④ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出た場合
2. 解約の手続きは、前記第32条第2項に準じて行います。

第34条（その他）

1. 当行は、契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
2. 前記第5条および第8条の規定は、本章においてこれを準用いたします。
3. 1回の払込金額、取得時期、取得価額、再投資の方法、返還価額などで投資信託総合取引約款の規定にない事項は、各投資信託の目論見書に従うものとします。

第4章 金銭の振込先指定方式

第35条（指定預金口座への解約金等の入金）

当行では、投資信託受益権の解約金・売却代金・償還金・収益分配金を所定の手数料と手数料に係る消費税、信託財産留保額、所得税および住民税等を差し引いた上で、お客様にご指定いただいた当行の預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）にご入金いたします。また、投資信託受益権取得に際し事前にお預りした金額から取得代金、それに係る手数料および手数料に係る消費税（以下「取得代金等」といいます。）を差し引いた残金についても同様に、お客様の指定預金口座にご入金いたします。これらの指定預金口座方式は、第1章、本章、第5章の規定に従います。

第36条（指定預金口座の取扱い）

指定預金口座の口座名義は、原則として当行の振替決済口座の口座名義と同一のものとします。

第37条（指定預金口座の確認）

当行は前記第35条により預金口座の指定があったときは、すみやかに「指定預金口座ご確認のお願い」を送付しますので、記載内容を十分ご確認ください。

万一、記載内容に相違あるときはすみやかに当行取引店にお申出ください。

第38条（指定預金口座の変更）

1. 指定預金口座を変更されるときは当行所定の用紙によって届け出ていただきます。
2. 変更申込み受付後の取扱いは、前記第35条に準じて行うものとします。

第39条（振込金額等の確認）

当行は原則として収益分配金を支払う場合において、指定預金口座へ振込んだ場合には、計算書等に振込金額等を記載して送付しますのでその内容をご確認ください。

第40条（解約）

金銭の振込先指定方式は次の場合に解約されます。

- ① 解約のお申出があった場合
- ② 当行が解約を申し出た場合
- ③ 総合取引の解約が行われた場合

第5章 雑 則

第41条（免責事項）

当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ① 第18条第1項による届出の前に生じた損害
- ② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益権の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- ③ 依頼書に使用された印影が届出の印鑑と相違するため、投資信託受益権の振替をしなかった場合に生じた損害
- ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当行の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、投資信託受益権の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- ⑤ 前号の事由により投資信託受益権の記録が滅失等した場合、または第16条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑥ 第23条の事由により当行が臨機の処置をした場合に生じた損害

第42条（約款の変更）

この約款は、法令の変更または監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取り

扱います。

第43条（合意管轄）

この約款に関する訴訟については、当行本店または取引店を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とします。

以 上
平成28年1月

定時定額購入取引規定

第1条（規定の趣旨）

この規定は、お客様が当行の「投資信託総合取引約款」に定める定時定額購入取引（以下、「本取引」といいます。）を申し込まれた場合の取扱いに関する取決めです。

第2条（買付銘柄の選定）

1. 本取引によって買付できる投資信託受益権は、当行が選定する銘柄（以下、「選定銘柄」といいます。）とします。
2. お客様は、選定銘柄の中から1以上の銘柄を指定し、買付の申込みを行うものとします。（指定された銘柄を、以下、「指定銘柄」といいます。）

第3条（払込方法）

1. お客様は、指定預金口座からの振替により、投資信託買付資金の払込みを行うものとします。
2. 指定預金口座は、本取引の申込みを行った当行の本・支店（以下、「取引店」といいます。）におけるお客様名義の当座預金口座または普通預金口座とします。

第4条（申込方法）

1. お客様は、所定の申込書に必要事項を記入のうえ署名捺印し、これを当行の取引店に提出することによって本取引を申し込むものとし、当行が承諾した場合に限り、本取引を利用することができます。
2. 申込みにあたっては、指定銘柄の累積投資口座を開設していただきます。ただし、すでに開設済であるときは、この限りではありません。

第5条（申込内容の変更）

1. お客様は、所定の手続きによって当行に申し出ることにより、払込みの休止および申込内容の変更を行うことができます。
2. 変更の開始は、変更の申込日が1日から15日の場合は、申込月の翌月より、16日から月末日の場合は申込月の翌々月とします。

第6条（金銭の払込み）

1. お客様は指定銘柄の買付にあてるため、毎月1銘柄につき1回あたりあらかじめお客様が申し出た一定額の金銭（以下「振替金額」といいます。）を、毎月5日（ただし、ある月における当該日が銀行休業日の場合は、当該月においては翌銀行営業日とし、以下「振替日」といいます。）に指定預金口座から預金の引落しによりお支払いいただきます。
2. 前項の預金の引落しにあたっては、当座勘定規定または普通預金規定、総合口座取引規定にかかわらず、小切手の振出または預金通帳および預金払戻請求書の提出は不要とし、当行所定の方法で行うものとします。
3. 振替金額は、5,000円以上1,000円の整数倍の金額とします。

第7条（払込みの開始）

本取引における払込みの開始は、申込日が1日から15日の場合は申込月の翌月より、16日から月末日の場合は申込月の翌々月よりとします。

第8条（買付の方法）

1. 当行は、振替日においてお客様の指定預金口座から、下記により振替金額を引落します。
 - ① 振替金額を引落す際に、指定預金口座に振替金額以上の預金残高がある場合に限り引落しを行います。（振替金額の引落しを行った場合に、指定預金口座が貸越になるとときには、引落しを行いません。）
 - ② 複数の指定銘柄で定時定額購入取引または他の預金口座振替委託契約がある場合、指定預金口座の預金残高が、振替日においてそれら全ての振替金額および請求金額の合計額に満たず、一部の指定銘柄の振替金額または請求金額についてのみ引落しが可能なときは、どの指定銘柄の振替金額または請求金額を引落すかは当行の任意とします。
2. 振替金額の引落しが出来たものについて、当該金額を当行がお預りし、指定銘柄の投資信託の目論見書の定めに従い、当該指定銘柄の投資信託受益権の取得を行います。
3. 振替日において振替金額の引落しが出来なかったものについては、当該振替日の属する月における当該指定銘柄の投資信託受益権の取得は行われなものとします。

第9条（買付時期および価額）

1. 当行は、お客様からの振替金額の受入れをもって、毎月10日（ただし、ある月における当該日が日本の投資信託委託会社の営業日でない場合は、当該月においては翌営業日とし、以下「買付日」といいます。）に、指定銘柄の買付の申込みがあったものとして取り扱います。
2. 前項の買付価額は、指定銘柄の投資信託の目論見書に定める価額とします。
3. 第1項にかかわらず、指定銘柄の投資信託委託会社が金融商品取引所等の事故、天災地変その他の事由により、買付の申込みの受付を中止または取消した場合は、翌営業日以降最初に買付が可能になった日に買付を行います。

第10条（返還および収益分配金の再投資等）

1. 返還および収益分配金の再投資は、それぞれの指定銘柄の投資信託の目論見書に基づき

行うものとします。

2. 前項にかかわらず、お客様は、当行の「投資信託総合取引約款」第30条第2項により収益分配金の再投資を停止し、収益分配金を受け取ることができます。

第11条（取引および残高の通知）

当行は、本取引に基づくお客様への取引明細および残高明細の通知を次の各号により行うものとします。

① 取引の明細

当行は、前記第8条および第9条に基づく取引の明細については、3ヶ月に1回以上、期間中の銘柄毎の買付明細および銘柄毎の買付合計金額、取得合計口数等を記載した書面（以下、「取引残高報告書」といいます。）により通知します。

② 金銭および残高明細

当行は、指定銘柄の買付預り金および残高について、前号に定める「取引残高報告書」に記載してお客様に通知します。ただし、前号の該当取引がない場合は、別途1年に1回以上、「取引残高報告書」によりお客様に通知することがあります。

第12条（選定銘柄の除外）

選定銘柄が以下の各号のいずれかに該当した場合、当行は当該銘柄を選定銘柄から除外することができるものとします。この場合、当行は、お客様に遅滞なく通知するものとします。

- ① 当該選定銘柄が償還されることとなった場合、もしくは償還された場合
- ② 当該選定銘柄の買付口座数が当行の定める所定の口座数以下となった場合
- ③ その他当行が必要と認める場合

第13条（解約）

本取引は、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。

- ① お客様が当行所定の手続きにより、本取引の解約を申し出た場合
- ② お客様が指定銘柄の累積投資口座を解約された場合
- ③ 当行が本取引を営むことができなくなった場合
- ④ 当行が本取引の解約を申し出た場合

第14条（その他）

1. 当行は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、いかなる名目によっても利子をお支払いいたしません。
2. 申込書等に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いをしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。
3. 前記第11条の規定に従い、お客様に対し当行よりなされた本取引に関する諸通知が、転居、不在その他申込者の責に帰すべき事由により延着し、または到着しなかった場合においては、通常到着すべき日時に到着したものとして取り扱うことができるものとします。
4. この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要が生じたときは改定さ

れることがあります。

5. 本規定に別段の定めがないときには、「投資信託総合取引約款」、前記第2条に定める選定銘柄の投資信託の目論見書に従うものとします。

以 上
平成 29 年 12 月

特定口座約款

第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客様（個人のお客様に限ります。）が租税特別措置法（以下「法」といいます。）第37条の11の3第1項の規定（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例）の適用を受けるために、株式会社島根銀行（以下「当行」といいます。）に開設される特定口座に関する事項を明確にすることを目的とするものです。

第2条（申込方法）

1. お客様が当行に特定口座の開設を申し込まれる際には、特定口座開設届出書を当行にご提出いただきます。その際、お客様には住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証、個人番号カードその他一定の書類を提示いただき、ご氏名、生年月日、住所および個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第25条の10の3第5項の規定に該当する場合はご氏名、生年月日および住所）等について確認をさせていただきます。
2. お客様が当行に特定口座の開設をされるには、あらかじめ当行に投資信託受益権振替決済口座または国債および一般債に係る振替決済口座を開設いただくことが必要です。
3. お客様は当行で1口座に限り特定口座を開設できるものとします。
4. お客様が特定口座にかかわる特定口座内保管上場株式等（特定口座に保管の委託等がされる上場株式等をいいます。以下同じ。）の譲渡等による所得について源泉徴収をご希望の場合には、その年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等の時までに、当行に特定口座源泉徴収選択届出書を提出していただきます。また、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された翌年以降は、お客様からその年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等の時までに特にお申出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。その年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等の後には、当該年内に特定口座における源泉徴収の取扱いを変更することはできません。
5. お客様が当行に対して源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年の最初の受け入れるべき配当等の支払が確定した日以降は、当該年内に特定口座における源泉徴収の取扱いを変更することはできません。
6. 第14条（特定口座の廃止）によりこの契約が解約された場合、当該年内に再び当行に特定口座を開設することはできません。

第3条（特定保管勘定における保管の委託等）

特定口座にかかわる特定口座内保管上場株式等の委託は、特定保管勘定（特定口座に保管の委託等がされる上場株式等について、保管の委託等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において行います。

第4条（特定口座を通じた取引）

特定口座を開設されたお客様が、特定口座とした投資信託受益権振替決済口座で行う当行との上場株式等の募集、買付取引については、お客様から特にお申出がない限り、当行が定める取引を除きすべて特定保管勘定を通じて行うものとします。但し、特定口座とした投資信託受益権振替決済口座で行う投資信託定時定額購入サービスでの上場株式等の買付取引については、投資信託総合取引約款・定時定額購入取引規定にかかわらず、すべて特定保管勘定を通じて行うものとします。

第5条（所得金額等の計算）

特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算については、租税特別措置法第37条の11の3（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例）、同法第37条の11の4（特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例）、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成14年法律第15号）附則第13条および関係政省令に基づいて行います。

第6条（源泉徴収および還付）

1. お客様に特定口座源泉徴収選択届出書をご提出いただいた場合には、当行は法、地方税法その他関係法令の規定に基づき、特定口座内保管上場株式等の所得について所得税・地方税の源泉徴収・還付を行います。
2. 源泉徴収・還付は投資信託受益権振替決済口座の指定預金口座からの引落とし、入金により行います。指定預金口座からの引落としの際には、当座勘定規定または普通預金規定・総合口座取引規定にかかわらず、小切手の振出または預金通帳および預金払戻請求書の提出は省略するものとします。
3. 源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出した源泉徴収選択口座内で、上場株式等の配当等と譲渡損失との損益通算を行った結果、還付すべき金銭が発生した場合には、当行が定める日に指定預金口座へ入金するものとします。

第7条（特定口座に受け入れる上場株式等の範囲）

当行はお客様の特定保管勘定において、次の各号に定める上場株式等のみを受け入れます。

- ① お客様が特定口座開設届出書を提出後に、当行への買付けの委託により取得をした上場株式等または当行から取得をした上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受入れる上場株式等。
- ② 当行以外の金融商品取引業者等に開設されているお客様の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等の全部または一部を所定の方法により当行に開設されているお客様の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等。

- ③ お客様が贈与、相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）または遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）により取得した当該贈与に係る贈与者、当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る包括遺贈者の当行または他の金融商品取引業者等に開設していた特定口座に引き続き保管の委託等がされている上場株式等で、所定の方法により当行のお客様の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等。
- ④ 特定口座内保管上場株式等につき、投資信託の受益権の分割または併合により取得する上場株式等で当該分割または併合に係る当該上場株式等の特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの。
- ⑤ 特定口座内保管上場株式等につき、投資信託の受益者がその投資信託の併合（当該投資信託の受益者に当該併合に係る新たな投資信託の受益権のみが交付されるもの（投資信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産が交付されるものを含みます。）に限りします。）により取得する新たな投資信託の受益権で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの。
- ⑥ 前各号のほか租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項に基づき定められる上場株式等。

第8条（譲渡の方法）

お客様は、特定保管勘定において保管の委託等がされている上場株式等の譲渡については、当行への売委託による方法、当行に対してする方法その他租税特別措置法施行令第25条の10の2第7項に定められる方法のいずれかにより行うものとします。

第9条（特定口座からの上場株式等の払出しに関する通知）

お客様が特定口座から上場株式等の全部または一部の払出しを行った場合には、当行は、お客様に対し、租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）の定めるところにより当該払出しの通知を書面により行います。

第10条（上場株式等の移管）

1. 当行は、お客様からお申出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客様から振替の申出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けない場合、当行は振替の申出を受け付けないことがあります。また、当行で投資信託受益権を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当行および口座を開設している本・支店名、口座番号、口座名等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われないことがあります。
2. 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の振替依頼書によりお申し込みください。

第11条（特定口座への上場株式等の受け入れ方法）

第7条に規定する特定口座への上場株式等の受け入れについては、当行は施行令の定めるところにより行います。

第12条（特定口座年間取引報告書の送付）

1. 当行は、法の定めるところにより特定口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までにお客様に交付します。また、第14条により特定口座が廃止された場合には、特定口座を廃止した日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客様に交付します。
2. 当行は、法の定めるところにより特定口座年間取引報告書2通を作成し、1通はお客様へ交付し、1通は所轄の税務署長に提出します。
3. 当行は、法の定めるところにより、その年中に申込者が開設した特定口座において上場株式等の譲渡等が行われなかった場合は、当該申込者からの請求があった場合のみ特定口座年間取引報告書を、翌年1月31日までにお客様に交付します。

第13条（届出事項の変更）

特定口座開設届出書の提出後に、当行に届け出たご氏名、ご住所、個人番号その他の届出事項に変更があったとき、お客様は遅滞なく特定口座異動届出書を兼ねる住所等変更届により当行に届け出ることを要します。また、その変更がご氏名、ご住所または個人番号に係るものであるときは、お客様には住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証、個人番号カードその他一定の書類を提示いただき、確認をさせていただきます。

第14条（特定口座の廃止）

1. この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは直ちに解約され、お客様の特定口座は廃止されるものとします。
 - ① お客様が当行に対して特定口座廃止届出書を提出されたとき。
 - ② 特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続または遺贈の手続きが完了したとき。
 - ③ 投資信託受益権振替決済口座を解約したとき。
 - ④ お客様が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないことになったとき。この場合、施行令により特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。
2. この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは、当行から解約できるものとし、この場合、お客様の特定口座は廃止されるものとします。
 - ① お客様が第17条に定めるこの約款の変更に同意しないとき
 - ② お客様が、法令またはこの約款の定め違反したとき
 - ③ やむを得ない事由が生じたとき

第15条（法令・諸規則等の適用）

この約款に定めのない事項については、法、地方税法、関係政省令、諸規則、投資信託総合取引約款等に従って取り扱うものとします。

第16条（免責事項）

お客様が第13条の変更手続を怠ったこと、その他当行の責めによらない事由により、特定口座に係る税制上の取扱い等に関しお客様に生じた損害については、当行はその責めを負わない

ものとします。

第17条（約款の変更）

1. この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定の内容がお客様の従来の権利を制限もしくはお客様に新たな義務を課すものでない場合には、特段の行為がなくとも、お客様と当行の間には改定後の約款と同内容の特定口座約款が成立するものとします。
2. 法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたことによるこの約款の改定の内容が、お客様の従来の権利を制限もしくはお客様に新たな義務を課すものである場合には、当行はその内容をお客様に通知します。
3. 前項の通知は、改定の内容が軽微である場合に限り、当行ホームページへの掲載または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告に代える場合があります。
4. 第2項の通知または第3項の掲載・公告が行われた後、お客様から所定の期日までに異議の申立てがない場合には、約款の変更に同意いただいたものとします。

第18条（合意管轄）

お客様と当行の間のこの契約に関する訴訟については、当行の本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

以 上
平成28年 7 月

特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款

第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客様（個人のお客様に限ります。）が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けるために株式会社島根銀行（以下「当行」といいます。）に開設された、特定口座（源泉徴収を選択された特定口座（以下「源泉徴収選択口座」という）に限ります。）における上場株式等の配当等の受領について、同条第4項第1号に規定される要件および当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。

第2条（源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲）

1. 当行はお客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当行により所得税が徴収されるべきもののうち上場株式等の配当等（租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等をいいます。）に該当するもの（当該源泉徴収口座が開設されている当行の本・支店に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、または当該取引店に保管の委託がされている上場株式等に係るものに限ります。）のみを受入れます。
2. 当行が支払の取扱いをする前項の上場株式等の配当等のうち、当行が当該上場株式等の配

当等をその支払をする者から受け取った後直ちにお客様に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。

第3条（源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出）

1. お客様が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けるためには、支払確定日前の当行が定める日までに、当行に対して租税特別措置法第37条の11の6第2項および同法施行令第25条の10の13第2項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出しなければなりません。
2. お客様が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、支払確定日前の当行が定める日までに、当行に対して租税特別措置法第37条の11の6第3項および同法施行令第25条の10の13第4項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」を提出しなければなりません。

第4条（特定上場株式配当等勘定における処理）

源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定（上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定）において処理いたします。

第5条（所得金額等の計算）

源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算は、租税特別措置法第37条の11の6第6項および関連政省令の規定に基づき行われます。

第6条（契約の解除）

この契約の解除については、「特定口座約款」の第14条（特定口座の廃止）の規定に準ずるものとします。

第7条（法令・諸規則等の適用）

この約款に定めのない事項については、「特定口座約款」の第15条（法令・諸規則の適用）の規定に準ずるものとします。

第8条（免責事項）

「特定口座約款」の第16条（免責事項）の規定に該当するときは、当行はその責めを負わないものとします。

第9条（約款の変更）

この約款の変更については、「特定口座約款」の第17条（約款の変更）の規定に準ずるものとします。

第10条（合意管轄）

お客様と当行との間のこの約款に関する訴訟については、「特定口座約款」の第18条（合意管轄）の規定に準ずるものとします。

以 上
平成28年 1 月

非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款

第1条（約款の趣旨）

1. この約款は、お客様が租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、株式会社島根銀行（以下、「当行」といいます。）に開設された非課税口座について、租税特別措置法第37条の14第5項第2号及び第4号に規定する要件及び当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。
2. お客様と当行との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、当行の「投資信託 約款・規定集」その他の当行が定める契約条項及び租税特別措置法その他の法令によります。

第2条（非課税口座開設届出書等の提出等）

1. お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当行の定める日までに、当行に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項及び第20項に基づき「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」、「非課税適用確認書交付申請書」（既に当行に非課税口座を開設しており、平成30年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書交付申請書」を他の証券会社若しくは金融機関に提出していない場合に限りです。）又は「非課税口座開設届出書」及び「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは「勘定廃止通知書」を提出するとともに、当行に対して租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第20項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認書類をご提出いただく必要があります。

ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開設しようとする年（以下「再開設年」といいます。）又は非課税管理勘定又は累積投資勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年又は再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの

間は当該廃止通知書を受領することができません。

なお、当行では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当行にて保管いたします。

2. 「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」又は「非課税適用確認書交付申請書」について、同一の勘定設定期間に当行又は他の証券会社若しくは金融機関に重複して提出することはできません。
3. お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第17項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出して下さい。
4. 当行が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当行はお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第8号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。
 - ① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられていたとき
 - ② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられることとなっていたとき
5. お客様が当行の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定又は累積投資勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第14項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出して下さい。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受領することができません。
6. 当行は、当該変更届出書を受領したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定又は累積投資勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定又は累積投資勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第37条の14第5項第7号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。
7. 平成29年10月1日時点で当行に開設した非課税口座に平成29年分の非課税管理勘定が設けられており、当行に個人番号の告知を行っているお客様のうち、同日前に当行に対して「非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書」を提出しなかったお客様につきましては、平成30年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書交付申請書」を提出したものとみなし、第1項の規定を適用します。

第3条（非課税管理勘定の設定）

1. 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成26年から平成35年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第2条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」に記載された非課税管理勘定の勘定設定期間においてのみ設

けられます。

2. 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。

第3条の2（累積投資勘定の設定）

1. 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成30年から平成49年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第2条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」に記載された累積投資勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。
2. 前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。

第4条（非課税管理勘定又は累積投資勘定における処理）

1. 非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理いたします。
2. 非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理いたします。

第5条（非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲）

当行は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限り、租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）のみを受け入れます。

- ① 次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が120万円（②により受け入れた上場株式

等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの

イ 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当行への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当行から取得した上場株式等又は当行が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限りまゝ。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの

ロ 他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当行の営業所に開設された租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座に設けられた同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。）から租税特別措置法施行令第25条の13第9項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）

② 租税特別措置法施行令第25条の13第10項により読み替えて準用する同条第9項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等

③ 租税特別措置法施行令第25条の13第11項各号に規定する上場株式等

第5条の2（累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲）

当行は、お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客様が当行と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第2号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、その証券投資信託に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第25条の13第13項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限りまゝ。）のみを受け入れます。

① 第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が40万円を超えないもの

② 租税特別措置法施行令第25条の13第18項において準用する同条第11項第1号、第4号及び第10号に規定する上場株式等

第6条（譲渡の方法）

1. 非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当行への売委託による方法、当行に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当行の営業所を経由して行う方法又は租税特別措置法第37条の10第3項第4号又は第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して

行われる方法のいずれかの方法により行います。

2. 累積投資勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当行への売委託による方法、当行に対して譲渡する方法並びに租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

第7条（手数料）

非課税累積投資に係る公募株式投資信託のお取引については、買付及び換金に係る手数料、並びに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいただきません。

第8条（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知）

1. 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、第5条第1号ロ及び第2号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第25条の13第11項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当行は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。
2. 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第18項において準用する同条第11項第1号、第4号及び第10号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第1号、第4号及び第10号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当行は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

第9条（非課税管理勘定終了時の取扱い）

1. 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします（第2条第6項により廃止した非課税管理勘定を除きます。）。
2. 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。
 - ① お客様から当行に対して第5条第2号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管
 - ② お客様が当行に特定口座を開設しており、お客様から当行に対して租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第25号イに規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管
 - ③ 前各号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管

第9条の2（累積投資勘定終了時の取扱い）

1. 本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了いたします（第2条第6項により廃止した累積投資勘定を除きます。）。
2. 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。
 - ① お客様が当行に特定口座を開設しており、お客様から当行に対して租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第25号イに規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管
 - ② 前号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管

第10条（累積投資勘定を設定した場合の所在地確認）

1. 当行は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」（「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。）から1年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。
 - ① 当行がお客様から租税特別措置法施行規則第18条の12第4項に規定する住所等確認書類の提示を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類に記載がされた当該基準経過日における氏名及び住所
 - ② 当行からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名及び住所を記載して、当行に対して提出した場合 お客様が当該書類に記載した氏名及び住所
2. 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合には、当該確認期間の終了の日の翌日以降、お客様の非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいず

れかの方法によりお客様の氏名及び住所を確認できた場合又はお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

第11条(非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き)

1. お客様が、当行に開設した非課税口座にその年の翌年以後に設けられることとなっている勘定の種類を変更しようとする場合には、勘定の種類を変更する年の前年中に、当行に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。
2. お客様が、当行に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、その年の当行が定める日までに、当行に対して「金融商品取引業者等変更届出書(勘定変更用)」をご提出いただく必要があります。この場合において、当行は、「金融商品取引業者等変更届出書(勘定変更用)」の提出を受けて作成した「勘定廃止通知書」をお客様に交付することなく、その作成をした日にお客様から提出を受けたものとみなして、租税特別措置法第37条の14第21項の規定を適用します。
3. 平成36年1月1日以後、お客様が当行に開設した非課税口座(当該口座に平成35年分の非課税管理勘定が設定されている場合に限りです。)に累積投資勘定を設定することを希望する場合には、当行に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。

第12条(非課税口座取引である旨の明示)

1. お客様が受入期間内に、当行への買付けの委託により取得をした上場株式等、当行から取得した上場株式等又は当行が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当行に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。

なお、お客様から特にお申出がない場合は、特定口座又は一般口座による取引とさせていただきます(特定口座による取引は、お客様が特定口座を開設されている場合に限りです。)

2. お客様が非課税口座及び非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。

なお、お客様から、当行の非課税口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したものから譲渡することとさせていただきます。

第13条(契約の解除)

次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。

- ① お客様から租税特別措置法第37条の14第17項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日
- ② 租税特別措置法施行令第25条の13の4第1項に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日
- ③ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別措置法施行令第25条の13の4第2項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)

- ④ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日
- ⑤ お客様がこの約款の変更に同意されないとき

第14条（合意管轄）

この約款に関するお客様と当行との間の訴訟については、当行の本店又は支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

第15条（約款の変更）

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限し、又はお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申出がないときは、その変更に同意したものとみなします。

以 上

平成 29 年 10 月